

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
事業者募集要項

令和7年5月
千葉市こども未来局
幼児教育・保育部
幼保支援課

はじめに

今回の募集は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和7年度においては子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施されることに伴い、乳児等通園支援事業の認可等に係る申請を受け付けるものです。

乳児等通園支援事業の認可を希望する事業者は、本要項、添付資料及び、児童福祉法（以下「法」という。）、千葉県乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の関係法令・規程を熟読の上、本市との事前協議を行ってください。

1 事業概要

（1）乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業は、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満のこどもへの遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行う事業をいう。

（2）開始時期

開始日は、令和7年10月1日とする。

なお、令和8年度から「特定乳児等通園支援事業」として給付化されることに伴い、令和8年度以降も事業を継続して実施する場合は、給付化に伴う確認申請を行う必要がある。

2 事業区分

（1）一般型乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業であって（2）に該当しないものをいう。

（2）余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

3 一般型乳児等通園支援事業所の基準

(1) 設備基準

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備基準は、次の表のとおりとする。

乳児室 又は ほふく室	乳児室の場合：0～1歳児1人当たり1.65㎡ ほふく室の場合：0～1歳児1人当たり3.3㎡
保育室 又は 遊戯室	2歳児1人当たり1.98㎡
調理設備	設置 (加熱、保存等の調理機能を有する設備) ※外部搬入を含む
トイレ	設置
保育用具	設置

※有効面積が基準面積を満たすこと。

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 乳児等通園支援室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号

		に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段避難用
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児等通園支援室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(2) 職員配置基準

項目	基準内容
必要職員	保育士及び本市が指定する研修を修了した者※（乳児等通園支援従事者）
配置基準	0歳児3人、1・2歳児6人につき乳児等通園支援従事者1人配置
保育士割合	半数以上は保育士とし、乳児等通園支援従事者は2人を下ることはできない。ただし、以下の例外条件に該当する場合は、乳児等通園支援従事者を1人とすることができる。
例外条件①	保育所等と一体的に運営されている場合 ・一般型乳児等通園支援事業が保育所等と一体運営 ・保育所等の職員（保育士等）の支援を受けられる ・専ら当該事業に従事する職員1人が保育士であること
例外条件②	利用乳幼児が3人以下の場合 ・事業を保育所等の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室などで実施 ・保育所等の保育士による支援を受けられる

※本市が指定する研修を修了した者とは、「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者、又は家庭的保育事業ガイドラインに定める基礎研修若しくはこれと同等の研修を修了し、子育ての知識、経験、熱意を有する者である。

4 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の（1）から（4）までに掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該（1）から（4）までのそれぞれの基準の定めるところによる。

- （1）保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（保育所に係るものに限る。）
- （2）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- （3）幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- （4）家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除

く。)

5 乳児等通園支援事業の運営

(1) 一般原則

- ア 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の人権に十分に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- イ 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ウ 自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- エ 定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- オ 法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- カ 採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(2) 非常災害

- ア 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（イの訓練を除く。）をするように努めなければならない。
- イ 少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。
- ウ 地震その他の非常災害に備え、その行う乳児等通園支援事業の利用乳幼児のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 安全計画の策定等

- ア 利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- ウ 利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に

対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

エ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(4) 虐待等の防止

利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(5) 衛生管理等

ア 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

イ 乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

ウ 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(6) 内部規定

乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

ア 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

イ その提供する乳児等通園支援の内容

ウ 職員の職種、員数及び職務の内容

エ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

オ 保護者から受領する費用の種類並びに支払を求める理由及びその額

カ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

キ 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ 虐待の防止のための措置に関する事項

サ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(7) 帳簿

職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(8) 苦情処理

苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）。

(9) 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

(10) 保育内容

保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(11) 開園時間

ア 施設の休園日を除き、開園時間は原則として月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで、土曜日は午前8時から午後0時30分までとする。

イ 原則、最低でも週2日以上、かつ1日あたり3時間以上開園すること。

(12) 事前面談

事前面談を必須とし、アレルギーの有無、健康状態、発達状況などを確認するものとする。

(13) 利用予約

利用予約の申し込み方法や期間については、あらかじめ利用乳幼児の保護者に周知すること。

(14) 食事の提供

提供の有無については事前に周知し、事前面談時に説明を行うものとする。また、提供を行う場合には、衛生管理やアレルギー対応を適切に実施すること。なお、アレルギー対応については、「保育所における食物アレルギー対応の手引き <https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoiiku/shido/hoikusyoarerugi-tebiki.html>」に基づき対応するものとする。

(15) 利用料金の徴収

ア 原則として、利用日ごとに料金を徴収することとするが、事務負担軽減のため、月単位での徴収も差し支えないものとする。なお、料金未収に対して市からの補填は行わない。

イ 実費徴収に係る費用はあらかじめ周知し、保護者同意のうえ、徴収すること。

(16) 利用時間の管理

利用の都度、保護者が「様式第2号 千葉市乳児等通園支援事業利用認定証」を持参するため、利用時間に応じて、裏面の利用時間管理表の該当欄へ施設名を押印または記入すること。

(17) その他の注意事項

千葉市の認可事業であることに鑑み、本募集要項に記載した内容以外についても随時指示・指導することがあるので、誠実かつ適切に対応すること。

6 乳児等通園支援事業の内容

(1) 利用対象となるこども

ア 利用日時点において、本市に住所を有し、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とする。

イ 認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満までのこどもは対象とするが、企業主導型保育施設に通っている者は対象外とする。

(2) 利用可能時間

ア こども一人あたりの利用可能時間は月10時間までとし、1回あたり最低1時間から、30分単位で利用することができる。

イ 当該利用可能時間は当月のみ有効であり、余った利用可能時間を繰り越したり、前月及び翌月の利用可能時間を前倒しで利用することはできない。

(3) 利用料金

区分	こども一人あたり1時間
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	60円
上記以外の世帯	300円

(4) キャンセルポリシー

ア 利用予約が完了した時点からキャンセルポリシーの対象となる。

イ キャンセル等の取扱いについては、下記表のとおりとする。

ウ 利用料金の算定については、下記のとおりとする。

(ア) 利用料金については、利用開始予定時刻から利用終了予定時刻までの間で計算する。

(イ) 利用開始予定時刻を過ぎてからお預かりした場合でも、利用開始予定時刻から料金を計算する。

(ウ) お迎えが予定の時刻より早まった場合でも、利用終了予定時刻までの時間で計算する。

(エ) お迎えが予定の時刻より遅れた場合は、実際のお迎え時間までの料金で計算する。

キャンセルの期限					
連絡の有無及び期限	前日		当日		
	お子さんの体調不良によるキャンセル	左記以外の理由によるキャンセル	お子さんの体調不良によるキャンセル	左記以外の理由によるキャンセル	無断でのキャンセル
利用料金・実費負担	施設により異なる (公立保育所は支払い不要)				支払い必要(全額)
利用時間(認定証への押印)	認定証へ押印しない		利用したものとみなし、認定証に押印する (利用可能枠10時間より差し引く)		

※「前日」は、施設の開園日・開園時間を基準とします。

例1：利用日が月曜日の場合、「前日」は金曜日です。(土日が休園日の場合)

例2：利用日が月曜日で、施設が土曜日にも開園している場合、「前日」は土曜日です。

7 補助制度

補助項目	補助基準額	補助率								
児童受入分	1 基本分	10分の10以内								
	<table><tr><th>年齢</th><th>補助基準額 (こども一人1時間あたり)</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>900円</td></tr></table>		年齢	補助基準額 (こども一人1時間あたり)	0歳児	1,300円	1歳児	1,100円	2歳児	900円
	年齢		補助基準額 (こども一人1時間あたり)							
	0歳児		1,300円							
	1歳児		1,100円							
	2歳児		900円							
	※当日キャンセルについては、予約した利用時間分が実際の利用可能時間から消費された場合に限り、補助対象とする。									
	2 加算分									
	(1) 障害児受入れ分 こども一人1時間あたり400円									
	(2) 医療的ケア児受入れ分 こども一人1時間あたり2,400円									
(3) 利用料金減免対象者分										
ア 生活保護世帯 こども一人あたり1時間300円										
イ 市町村民税非課税世帯										

	こども一人当たり 1 時間 2 4 0 円	
	※（１）及び（２）の加算に該当する場合、 いずれか一つのみ適用する。	
改修費補助 ※認可施設にお いては、補助対 象外	1 事業所あたり 4, 3 2 4, 0 0 0 円	対象経費の実額 と補助基準額の いずれか低い方 の 4 分の 3 以内 (その金額に 1, 0 0 0 円未満の 端数が生じたと きは、これを切り 捨てる。)

8 申請手続き

（１）募集期間

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）から令和 7 年 7 月 1 4 日（月）まで

（２）提出先

〒 2 6 0 - 8 7 2 2

千葉市中央区千葉港 1 - 1

千葉市役所 高層棟 8 階

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

電話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 7 9

※郵送の場合は、消印有効

（３）事前相談

随時受け付けを行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早目に御相談ください（要電話予約）。なお、令和 7 年 6 月 3 0 日（月）までに事前相談を行わない場合は、原則として申請を受け付けません。

（４）質問

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに質問票（別添 1）を使用し、郵送またはメールにて提出すること。回答については、取りまとめの上、幼保支援課ホームページにて公表する。（質問者の氏名等の公表は行いません。）

※メールで提出する際は、件名に「乳児等通園支援事業事業者募集に係る質問」と入力すること。

(5) スケジュール

募集・質問受付開始	令和7年5月14日（水）
質問締切	令和7年5月30日（金）
質問回答	令和7年6月 6日（金）
事前相談締切	令和7年6月30日（月）
募集締切	令和7年7月14日（月）
設置認可部会 ※認可施設において事業を開始する場合は、ヒアリングの実施を省略する。	令和7年8月下旬予定
審査結果通知	設置認可部会における審査終了後、速やかに
補助金交付申請	令和7年9月下旬予定
設置認可	令和7年9月下旬予定
事業開始	令和7年10月1日（水）

9 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、千葉市と協議し定めることとします。
- (3) 乳児等通園支援事業開始後も、千葉市が運営、保育内容、会計処理等について基準条例に基づく指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- (4) 令和8年度以降は、こども家庭庁が構築した総合支援システムにより、予約受付や利用時間などの管理を行います。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 高層棟8階

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

電話 043-245-5979

Eメール shien.CFE@city.chiba.lg.jp